

第7回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成27年5月22日（金） 13：30～15：15

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201.202 会議室

出席者：

委員

太田会長、安宅副会長、井上委員、渋井委員、佐藤委員、仙波委員、
野田委員、星野委員、本澤委員、目黒委員、吉田委員、
欠席者 3名

市

八木澤上下水道部長、邊見下水道課長、室井下水道課長補佐兼施設係長、道音普及係長、
伊藤管理係長、武藤下水道建設係長、菊地主事、平山主事
コンサルタント(日本水工設計株式会社)
武井弘

事務局(邊見)	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>ただいまから第7回となります那須塩原市下水道審議会をはじめさせていただきます。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の進行を務めます下水道課長の邊見と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>本日の会議では、小出委員、坂内委員、若色委員から欠席の連絡をいただいております。下水道審議会規則第6条第3項により過半数のご出席をいただいておりますので、会議は成立とさせていただきます。それから今回もコンサルタントを同席させていただいております。あらかじめご了承いただきたいと思っております。それでは次第に基づきまして進行させていただきます。</p> <p>はじめに太田会長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
太田会長	<p>みなさん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。季節が移り変わってまいりまして、真夏日もみられるようになりました。ご出席の方々も半袖シャツを着ている姿を見かけますので、新緑を通り越して夏に向かっているかのような感じがいたします。</p> <p>この審議会も残すところあと3回ですね。本日は答申案の取りまとめの基になる基本的な事柄をご確認いただいて、次回以降は答申とりまとめの場面となりますので、引き続き十分にご審議をお願いしたいと思います。</p>
事務局(邊見)	<p>議事に入ります前に、4月の定期人事異動により事務局職員が変わっております。はじめに部長の八木澤からご挨拶申し上げた後に、変わりました職員の自己紹介をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>

事務局(八木澤)	<p>4月の定期人事異動により、財政課から上下水道部長として参りました八木澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>平成27年度も早2ヵ月が過ぎようとしています、そういう中で、本日第7回下水道審議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>これまでに6回の審議会開催があり、下水道使用料体系の統一に向けた議論がされてきましたが、いよいよ来年の2月に最終の答申が出されるということになっております。下水道事業を安定的に持続させていくためには、どうしても使用料体系の統一が必要と考えております。そのためみなさまには、大変なご苦勞をかけるとともに、お世話になることも多いと思ひますが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局(邊見)	<p>4月から下水道課に参りました課長の邊見と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局(道音)	<p>下水道課普及係長となりました道音と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局(邊見)	<p>それでは議事に進みたいと思ひます。下水道審議会規則第6条第2項に基づき、ここからの議事の進行は太田会長にお任せしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
太田会長	<p>それでは早速議事に入らせていただきたいと思ひます。お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきますと思ひます。</p> <p>はじめに資料がございますが、「1. 基本使用料に関する県内市町村の状況」とありまして、これは前回の宿題だったと思ひます。ご審議の中でこの辺りの状況をデータとして提示してほしいという意見があり、それにお応えする形で事務局のほうでまとめていただきました。では、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局(伊藤)	<p>今年度から審議会はわたくし伊藤と菊地で担当いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、資料の1ページについてご説明をいたします。基本使用料に関する県内市町村の状況ということで、こちらにつきましては前回第6回の審議会での質問事項への回答ということになります。</p> <p>図-1.1をご覧ください。こちら県内の市町村の基本水量と基本使用料の状況を一覧表にしたものでございます。24市町ございまして、そのうち基本水量が10 m³の市町が21ございまして、その中で最も基本使用料が高いのが那珂川町であり、1,450円となっております。</p> <p>基本水量が10 m³で最も安い市町村につきましては、那須塩原市の塩原地区で、10 m³の基本水量における基本使用料が1,000円となっております。それ以外にも佐野市、上三川町、高根沢町が10 m³の基本水量で基本使用料が1,000円となっております。足利市と日光市、下野市につきましては、基本水量がそ</p>

<p>太田会長</p>	<p>れぞれ 8 m³、5 m³、基本水量なしとなっており、他の市町に比べ基本使用料が安い設定となっております。</p> <p>議題の 1 につきましては以上となります。</p> <p>ありがとうございました。県内各市町の状況をご説明いただきました。</p> <p>では、さっそく次の議事に進みたいと思います。ここからが本日の議事の本題となってまいります、「2. 使用料算定期間における使用料収入について」と「3. 使用料改定案の検討にあたっての留意事項について」を続けてご説明いただけますでしょうか。別々にというよりはトータルで説明をいただいて、全体を通しての質疑応答にした方がよろしいと思います。</p> <p>それでは、まず使用料算定期間における使用料収入について、続いて使用料改定案の検討にあたっての留意事項についてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局(伊藤)</p>	<p>それでは、議題の 2. と 3. について、続けてご説明申し上げたいと思います。まず、資料 2 ページの「2. 使用料算定期間における使用料収入について」、こちらにつきましては第 5 回の審議会からの継続審議ということになります。第 5 回の審議会において事務局から、下の青い枠のとおりケース 1 から 4 までの収入案を提示いたしました。その中でケース 3 と 4 につきましては、現行よりも使用料が安くなる地域があるということで、ケース 1 と 2 に絞り込んで検討したところでございます。その際にケース 1 と 2 を比較する資料が不足しておりましたので、今回改めてお示しをするものでございます。</p> <p>資料の 3 ページ、表-2.1 をご覧ください。こちらについては第 5 回の審議会でも一度ご説明しております。ケース 1 から 4 までの地区ごとの改定率をパーセンテージでお示ししております。</p> <p>4 ページの図-2.1 をご覧ください。こちらはケース 1 を改定案 1 としまして、赤い線でグラフ化したものです。同じようにケース 2 については改定案 2 としまして、青い線で示してございます。ケース 1 と 2 は現行の黒磯地区の使用料体系をベースとして算定したものですので、あくまでも目安の数字ということでご覧になっていただければと思います。こちらのケース 1 と 2 を比較しまして、ひと月で 20 m³使った場合、改定案 1 と 2 の差が 33 円、50 m³使用した場合は 132 円、100 m³の場合は 297 円の差があるということでございます。</p> <p>今回の改定における目標は経費回収率 100%、基準外繰入金の解消となっております。事務局としましては、ケース 1 と 2 の差が 1%から 2%程度と大きな差がないということで、今後の審議につきましては経費回収率 100%のケース 1 を基に改定案を作成したいと考えております。こちらまでが議題の 2 となっております。</p> <p>次に資料の 5 ページをご覧ください。5 ページからは議題「3. 使用料改定案の検討にあたっての留意事項について」となっております。こちら「(1) 基本使用料による固定費の負担について」ということで、第 6 回の審議会でも一度ご説</p>

明をしておりますが、再度簡単にご説明をさせていただきます。

まず、下水道事業の維持管理費は大きく固定費と変動費の2つに分けることができます。固定費につきましては資本費、起債の償還費となります。また人件費の基本給の部分も固定費となります。変動費としては電気料である動力費などが挙げられます。固定費を基本使用料で100%賄えることが理想ですが、下水道事業における固定費の割合が極めて大きいこと。使用者の負担の観点から100%回収は現実的ではないことから、日本国内の下水道事業の一般的なやり方として、固定費の一部を基本使用料で負担し、残りを従量使用料で賄っているのが現状でございます。

6ページの図-2.2をご覧ください。前回の第6回審議会で示した図に若干誤りがありまして、前回示した図が下水道事業の維持管理費の総額を記載しております。ですが、実際には使用料対象経費と言いますと、一般会計が負担すべき雨水処理費、不明水対策費が除かれるため、前回お示しした資料の中の平成25年度決算ベースの数字が変わっております。その結果、図-2.3の固定費に対する基本使用料の比率を12.5%と申し上げましたが、38.3%となりますので、こちらを修正していただきたいと思っております。

それでは7ページをご覧ください。汚水処理費の固定費に対する基本使用料収入比率を、今回の改定で100%にすることが望ましいのですが、使用者負担の観点から現実的ではございません。ですが、従量使用料に過度に依存している現状を少しでも解消するために、汚水処理費の固定費に対する基本使用料収入の比率を38.3%から45%、50%とした場合の計算を行い、次回の審議会において改定案(仮)としてお示ししたいと考えております。

表-2.2はあくまでも参考なので、現在の使用料体系をベースに計算をしまして、基本水量を10^mと想定した場合、基本使用料の固定費に対する負担比率45%ですと税抜で1,247円、50%ですと1,386円といった金額になります。

現行では黒磯地区が1,165円、西那須野地区が1,100円、塩原地区が1,000円となっており、一番大きな差額で386円となる計算となります。こちらはあくまでも仮定の計算なので参考までにお示しした次第です。

「(2)基本使用料の負担区分について」、さきほどの現行の基本使用料が黒磯地区1,165円、西那須野地区1,100円、塩原地区1,000円と各地区ごとに一段階の設定となっております。基本使用料が一段階しか存在しない場合、固定費の全額を基本使用料で賄おうとしますと、一般家庭等の使用者の負担が大きくなってしまいます。ですので、全額100%を基本使用料で賄うような設定にする場合は、基本使用料の複数化などを検討する必要があります。

この基本使用料の複数化の手法ですが、水量による区別、家庭用か事業用かといった種類の分け方、水道事業で採用されている口径別といった使用料の複数化が考えられるのですが、今回は来年の2月に答申をいただきまして、実際の使用料改定が平成29年の4月となっております。その間の期間が約1年間しかないという中で、基本使用料の複数化という全国的に例のない体系構築には、条例の改正、システムの改修などを行う時間的な余裕がありません。

ですので、こちらの基本使用料の複数化については、今後の課題とし、今回の改定は従来のとおり、一段階の基本使用料による改定案を作成したいと考えております。

次に9ページをご覧ください。「(3)基本水量の設定について」ということで、こちら前回の第6回の審議会で一度ご説明しております。現在的那須塩原市の基本使用料につきましては、10 m³込みの設定となっております。近年の節水型社会への移行による使用水量の減少などの理由から、この基本水量を見直す市町村がございます。県内でも足利市、日光市、下野市の3市が基本水量を廃止しており、本市の水道事業におきましても平成22年度の使用料統一の際に、基本水量というものを廃止しております。

今回の基本水量の設定につきまして、改定案をお示しする際にいくつかのパターンをお示ししますが、10ページに記載があるとおり基本水量の設定の特徴ということで、基本水量10 m³から設定なしまで記載をさせていただきます。

①の基本水量10 m³につきましては、使用者の節水に対する経済的な見返りが最も少なく、平成24年度の使用実績からみますと、ひと月に6.4から6.9 m³使っている方が多いため、10 m³は過大な設定ではないかと言えます。ただ、この10 m³は県内でも多くの下水道事業が採用しているものです。

②の基本水量の8 m³につきましては、さきほどの利用実績であるひと月に6.4から6.9 m³の水量が多いことから考え、妥当な設定ではないかと考えます。また基本水量8 m³は足利市の下水道事業で採用されております。

③の基本水量の5 m³については、さきほどの平成24年度の利用実績からみますと過少な設定であると考えられます。こちらは日光市で採用されております。

④の基本水量の設定なし、こちらについては使用者の節水に対する経済的な見返りが最も大きく、わかりやすい設定となります。こちらは本市の水道事業、下野市において採用されております。

資料の11ページ、「(4)従量使用料の水量区分の設定について」をご覧ください。使用料体系につきましては、さきほども申し上げましたが、固定費は基本使用料、変動費は従量使用料で賄うことが望ましいですが、固定費の説明のとおり、固定費の回収の割合を今回の改定で100%とすることは現実的ではありませんので、次回の審議会では従量使用料の水量区分の設定について、下の青い枠を基礎としまして、改定案をお示ししたいと考えております。

まず①としまして、現行の黒磯地区と西那須野地区では、累進性を採用しております。今後もこの累進性を採用するということですので、水量区分の設定をする際には、現行の黒磯地区と西那須野地区を基礎としまして考えていきたいと思っております。

次に②、大口利用者については利用状況を加味するというごさいますので、現行の黒磯地区と西那須野地区につきましては、設定されている水量区分の上限が100 m³となっており、101 m³以上については、使用水量にかかわらず均一の使用料単価が適用されております。現行の塩原地区につきましては、501 m³から1,000 m³、1,001 m³以上でそれぞれ一つの従量使用料区分という設定

太田会長

となっております。これらを加味しまして今回の改定案を作成する際には、1,001 m³以上の区分も採用するかどうかの検討も考えております。

③については、一般家庭の負担軽減を図るということも考えていかななくてはならないので、11 m³から 30 m³といった区分もあるのですが、こちらを分割して一般家庭の負担が大きくなるような水量区分の設定を検討するというところでございます。これら3つを基礎としまして、改定案を作成したいと思っております。

次に12ページの「(5)使用料改定案の取り扱いについて」ということで、これまで資料のご説明をしてきましたが、次回の審議会でお示しする使用料の改定案につきましては、経費回収率を100%とし、基本使用料については複数化するのではなく単一で設定します。また資料の5ページから11ページまでの説明を基本としまして、次回さまざまな改定案をお示ししたうえで審議をお願いしたいと思います。わたしからは以上です。

ありがとうございました。

さきほどの説明を少し整理させていただきますと、「2. 使用料算定期間における使用料収入について」というのは、国が定めた基準を下回る形で使用料の設定がされており、本来下水道を使用している人から徴収すべき下水道使用料の総額が十分徴収しきれず、不足分を一般会計から基準外の繰入金という形で賄われている実情があるということです。したがって、この徴収できていない不足分をなんとか解消したい、基準外の繰入金を無くしていきたいということでした。

下水道の経費の中で使用料としてどこまでを徴収するのか、もちろんそれは国が定めた公費、つまり税金で徴収してもいいという部分がありますので、それを除いた分が本来の使用料で徴収する範囲となっております。その範囲をどうするかというのが、2ということです。

次の「3. 使用料改定案の検討にあたっての留意事項について」は、総額として徴収しなくてはならない下水道経費を、どのように各使用者に割り振ってご負担いただくかという話でございます。その際には基本使用料と従量使用料というように、固定的にお支払いいただく基本使用料と、お使いになった水の大小に応じてお支払いいただく従量使用料の2つに分けたうえで、どのように各使用者に割り振るかを考えるのが3のテーマでございます。

そして、それについては(1)から(4)までが検討しなくてはならない項目があるということでご説明いただきました。そして、最終的な結論として次回において、使用料改定案という形でご審議いただくという流れでございます。

そこで、どの程度までを下水道使用料として賄っていくべきか、これは一般会計の繰入基準に沿って定められている徴収すべき範囲を実際はどこまでとするのかということですね。

さきほどのご説明で二つの案に絞り込んだわけですが、絞り込みの結果4ページのグラフにありますように、やってみたところ違いがあまりなかったとい

<p>委員一同</p>	<p>うことで、あまり差がないのならば、最終的な基準外繰入金を0とするケース1で考えたいというのが事務局の提案でした。</p> <p>いかがでしょうか、全体の流れをご理解いただいたうえで、ご意見・ご質問はありますでしょうか。</p> <p>《特になし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>では、事務局の提案どおりケース1とさせていただきたいと思います。</p>
<p>委員一同</p>	<p>《異議なし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>では、事務局の提案のとおり、ケース1とさせていただきたいと思います。これにより下水道使用料により徴収すべき範囲が確定しましたので、あとは総額をどのように各使用者の使用実態に応じてご負担いただくかという、個々の取り扱いの話に入らせていただきたいと思います。</p> <p>まず、さきほど申し上げた下水道の経費の性格からすると、固定費・変動費があり、固定費は継続的・固定的に発生する経費なので、使用状況にかかわらず固定的にお支払いいただく基本使用料でもって、すべてを回収するのが理屈の上では望ましいということでもございました。ただ、そうしますと固定費の割合が大きいので、極めて大きな負担増となってしまうことから、使用する状況によりご負担いただく従量使用料にその分を被せていくということになります。ただ、その被せ方が現在は38%ということで、本来は100%が望ましいが4割しか基本使用料としては回収できていない。これを少し高めようじゃないかということで、45、50%というひとつの目安を置いたわけでもございます。</p> <p>この割合について最終的には基本水量をどうするかということとも関係してきますので、ここだけを取り上げて結論付けをすることは難しいところです。基本的な考え方としては、二つのケースのうちどちらを取るかということです。</p> <p>あわせて(2)のところでもございますが、固定費というのは使っても使わなくても固定的にかかってしまう経費で、つくった際の最も多く水を使うピークに合わせて施設をつくるわけです。それを平均でつくってしまいますと実際に水を流した際に詰まってしまう。なので、流れてくる水が最も多い時を基準に施設をつくる必要があります、そういったピーク時に小口の一般の使用者と、大口の事業者の負担責任には違いがあるのではないかと、大口のほうがたくさん使うので、その分固定費に対する責任は大きいのではないかとという考え方が基本にあります。そういった観点から、基本使用料を一つにしておくというよりも、使用の実態に応じて分ける必要があるのではないかとということです。</p> <p>さきほどの事務局のご説明では、今回は基本使用料を単一で考え、複数化に関しては次回の改定時に改めて考えたいという趣旨でもございました。固定費に関係の絡みがありますので、基本水量の問題は次に話し合うとして、(1)、(2)についてご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。</p>

委員一同	<p>《特になし》</p>
太田会長	<p>委員の方々の中で事務的に間に合わないと言わず、なんとしても基本使用料の複数化をやるべきといったご意見はありますか。</p>
委員	<p>本来であれば口径別などで基本使用料を設定する方がよいとは思いますが…</p>
太田会長	<p>おっしゃる通りだと思います。</p> <p>事務局で基本使用料の複数化が難しい理由をもう少しご説明いただけますでしょうか。</p>
事務局(伊藤)	<p>みなさまからは次の2月に答申をいただきます。その後、条例改正といった形で進めていくのですが、実際の条例改正は9月議会で行う予定です。その間に、現時点で基本使用料の複数化を導入している市町村がない中、那須塩原市が先頭に立って行えればよいのですが、そうなりますと今までの下水道条例を一からすべて検証しなおす必要がございます。そうしますと下水道の使用水量は、いまのところ水道の使用水量とイコールでやっていますが、条例上では水道料金の水量が実際に使用される水量と実際に排水される水量が違う場合、また井戸水の取り扱い等の問題もあり、これらをすべてクリアして口径別の設定を行うのは、4月から9月までの間では厳しいものがあります。</p> <p>9月議会で条例改正をし、その後、現行で使っている使用料のシステム改修も行うのですが、こちらもやはり一から設定を作り直すということになりますので、半年という期間では、平成29年の4月に間に合わないということで、今回につきましては単一での使用料設定でお願いしたいというわけでございます。</p>
太田会長	<p>なかなかそのあたりの実務的な制約がございますので、この件に関してはやむをえないのではないかと思いますでしょうか。</p>
委員一同	<p>《異議なし》</p>
太田会長	<p>本日はお決めいただくというよりも、各項目をご審議いただいて内容についてのご確認をいただいたうえで、次回それらをトータルにした形で改定案としてお諮りをすることにしたいと思います。本日はそのうちのパーツごとにそれぞれ何を協議したうえで、改定案として何を決めなくてはならないのかをご理解いただくために、構成されている要素をそれぞれご確認いただくというところでございます。</p> <p>それでは、またあとで話し合ってください構いませんので、9ページ以降になりますが、「(3)基本水量の設定について」となります。ここはご審議の中でもご意見いただいたところでございます。現在10㎡ですが、それを基本水</p>

	<p>量として設定したうえで、基本使用料を置いているわけですね。</p> <p>ですから、基本水量付き基本使用料ということになっておりますが、その中でさきほどご説明があったように、県内は本市と同じような設定となっているところが多いですが、最近は見直しの動きがあって、下野市の場合だと 0 m³、日光市が 5 m³、足利市は 8 m³というように変化してきており、実際の使用の実態を見ると大体 6.4 m³から 6.9 m³が多く、その観点から 8 m³が妥当であるということでした。</p> <p>そういうことで 10 ページの表-2.4 には、それぞれどういった特徴があるのか載っています。これは以前に委員の中から節水の努力を料金に反映できたかという意見があったと思いますが、そのあたりが基になっているのだと思います。</p>
委員	<p>参考までにお聞きしたいのですが、現状で 5 m³未満の世帯数はどのくらいになるのでしょうか。</p>
太田会長	<p>件数でわかりますでしょうか。</p>
事務局(伊藤)	<p>調べてみます。</p>
太田会長	<p>事務局に調べていただきますので、ほかに質問はございますか。</p>
委員	<p>1 ページの県内市町村の黒磯地区、西那須野地区とありますがこれで全部なのでしょう。例えば、この那須塩原市だけがどうしてこんなに細分化されているのかと思いました。ほかにもさくら市なども合併していると思いますが、那須塩原市の場合と何が違うのか教えていただければと思います。</p>
事務局(伊藤)	<p>下水道事業の料金体系に関しては累進制というものが大半を占めております。この累進制とは使えば使うほど 1 m³あたりの使用料単価が高くなるものです。大半の市町村は累進性を採用しておりますので、基本的には累進制を採用している市町村同士の合併となりますので、あまり問題は起こりません。</p>
	<p>ですが、今回の那須塩原市の下水道使用料体系については、黒磯市・西那須野町は累進制でしたが、塩原町は逆累進制だったことにより統一の際、塩原だけが大幅な負担増となってしまうということで、合併時に使用料体系の統一まで行きつけなかった経緯があり、現在も使用料体系が 3 つに分かれているという状況です。</p>
委員	<p>でも、大口使用者は塩原地区だけではないと思います。塩原が特別扱いされているのは、温泉・旅館があるという理由だからだと思いますが、塩原以外の温泉・旅館などから不満はあがらないのか疑問に思いました。</p>

太田会長	さきほどの5 m ³ 未満の世帯数について、確認は取れましたでしょうか。
事務局(伊藤)	少し時間がかかっております。申し訳ありませんが、次回の審議会でお示ししたいと思います。
委員	参考までにお聞きしたかっただけなので問題ありません。
太田会長	<p>では、次回5 m³だけと言わずにここに載っている8 m³、そのほかのものについても件数が分かるとよいと思います。10 m³、8 m³、5 m³、全く使っていない基本料金だけの世帯がそれぞれどのくらいの数いるのかお示ししたいと思います。</p> <p>ほかに何かございますでしょうか。</p>
委員一同	《特になし》
太田会長	<p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>11 ページの「(4)従量使用料の水量区分の設定について」に入りたいと思います。ここでは従量使用料の水量のランクをどのように分けるのかというお話です。ひとつは黒磯・西那須野の現在の使用料体系の水量区分を基礎として、そこから検討を始めたいということ。</p> <p>あとは塩原を中心として、特に塩原の場合は、体系の異なる取り扱いの中で、大口使用者がたくさんおられます。そうした大口向けの単価を統合していくということとなりますので、その際に大口に対応した水量区分を新たに考える必要があるのではないかとということです。つまり、もう少しそのあたりの区分の刻みを増やして、多く使う方の使用実態に即した取り扱いができるようにしたいというのが②となります。</p> <p>③はさきほどと逆となります。本来なら基本使用料で取るべきところを従量使用料で賄っておりますので、そういった部分も含め小口の一般家庭の負担が増えていくということです。特に水量区分が11～30 m³と幅がありますので、例えば20 m³の方も30 m³の方も同じランクの中で扱われてしまいますから、そのところをもう少し実態に即して負担軽減につながるような形での取り扱いを考えたいということでございます。このような形で従量使用料の水量区分を設定していきたいという考え方が示されているわけで、今後このような考え方で検討してよろしいかということです。</p>
委員	<p>基本的な話になりますが、これまでも塩原の話がありましたが、今まで恩恵があったと考えれば、日光市や那須町など大口のあるところは実際どういったことをやってバランスを取っているのかを見ていく必要があるのではないのでしょうか。基本的にはやはり累進制でやるべきではないかと思っておりますので、例えば、事例をあげるということも一つのやり方だと思います。</p>

太田会長	確かに、ここだけを取り上げてどうするかと言ってもなかなか判断しにくいと思いますが、事務局のほうで他市町の観光地などの大口に対する取り扱いの現状について、何か把握していることはありますでしょうか。
事務局(伊藤)	温泉地を抱えている市町村、この辺ですと草津温泉などの事例を調べたものはございます。いま資料をお持ちしますのでお待ちください。
太田会長	資料が届くまでに、ほか何かありますか。
委員	11 ページ③の小口利用者に対する関係になるのですが、小口で使っている方のところでは、庭の散水に水道水を使っている場合に、水道から出てきた水と下水道に入った水に差が出ることがあると思います。それを考慮してあげる必要があるのではないのでしょうか。
太田会長	確かに、おっしゃるとおりです。例えば、井戸を使っている場合は水道の使用料に対して下水道へ入る水量が多くなると思います。いまご指摘があったように散水などをしていれば、その分は下水道へ入らないのだから、使用水量は減るのではないかということですが、そのあたりどうなっているのでしょうか。
事務局(伊藤)	さきほどのご質問に該当してくるのは、散水のほかですと主に花木業や製氷業、また牛に飲ませるための水などもあるので酪農業なども該当してきます。これらにつきましては給水管のところに量水器を設置しまして、酪農業であれば牛のほうへ流れていくところに、花木業であれば表散水に流れていく流量を測定いたしまして、その分を減ずるという形で対応しております。
委員	一般家庭で庭いじりなどが好きな人などは、花木業と同じくらいに散水に水道水を使っていて、その分は下水道に入っていないと思いますが、その分も請求されるのですか。
事務局(伊藤)	その通りです。
委員	そうであれば、小口のほうも分割する必要があるのではないのでしょうか。
太田会長	③の理由づけとしておっしゃっていることだと思います。 ほかにもございますか。
委員一同	《特になし》
太田会長	さきほどの温泉地についての資料はすぐに出せそうにありませんか。

事務局(伊藤)	<p>温泉地を抱えているところのデータですが、前回の平成 22 年度開催の審議会の際に調べたものがあります。詳細な資料がすぐに手元に出こないのですが、草津などについては、処理面積自体が小さく効率的に処理ができるため、料金体系はかなり低く設定されているようです。ですので、そんなに高い負担を課しているわけではありません。</p> <p>また、那須町などは塩原と同じ逆累進制を適用している状況です。このあたりにつきましても、各温泉地の事例ということで、次回にお示ししたいと思います。</p>
太田会長	<p>詳細について、すぐには用意が難しいとのことなので、次回でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>次回でももちろん結構だと思いますが、できれば鬼怒川など県内のものがデータとしては適切だと思います。</p>
委員	<p>板室の使用料体系はどうなっているのですか。</p>
事務局(伊藤)	<p>板室につきましては、現行の黒磯地区と同じ使用料体系を採用しております。</p>
委員	<p>同じ温泉業として全然違うんですね。板室が黒磯と一緒になら、塩原も同様によいのかなと思います。</p>
太田会長	<p>お気持ちもよくわかります。一方で激変緩和を行っていくという方向性は、塩原のみなさんも異論はないとわたしは思うのですが、いきなり急激な負担増は厳しいという意見になるのではないかと思います。</p>
委員	<p>前回の平成 22 年度の審議会と今回の審議会の間、下水道・水道の使用料の地区ごとの差は少しくらい改善されているのでしょうか。</p>
事務局(伊藤)	<p>水道につきましては、平成 22 年度に使用料の統一を行っております。ですので、徐々に那須塩原市として一本化されてきている状況です。</p>
委員	<p>完全に一本化できているのですか。</p>
事務局(八木澤)	<p>最終段階に来ております。平成 28 年 12 月の検針分以降については激変緩和が終了し、完全な統一がされる予定でございます。</p>
太田会長	<p>そのほかご質問があればどうぞ。</p>
委員	<p>少し教えていただきたいのですが、昨年 8 月 1 日の資料 4 ページを見ると、従量制でいくと例えば 1,000 m³の件数が黒磯は 146 件、塩原が 48 件となってい</p>

<p>太田会長</p>	<p>ますが、そうすると従量制であまりにも差をつけていってしまうと、黒磯の大口企業の負担が大きくなり、企業としての利益が減ってしまう可能性もあると思います。そのあたりも踏まえて、次回までに出していただけるとよいのではと思います。</p> <p>そのあたりの具体的なシミュレーションについては、それをを行うための枠組みとしてそれぞれの基本的な考え方、基準となるべき事柄をご理解いただいたうえで、次回に実際の改定案という形で数字をあてはめながら、いまのご質問を考えることになると思います。</p> <p>前に戻っていただいても結構ですが、ご意見・ご質問ありますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>《特になし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>本日は特に決めるという話はありません。最初のケース1をもって、下水道使用料で徴収すべき総額が決まりました。</p> <p>それを受けて具体的にどのように基本使用料、従量使用料を組んでいくのかについて考えていくポイントを示し、そのポイントについてご意見・ご質問を承りました。これらを踏まえ最終的な改定案の取りまとめをさせていただきたいということですが、そのような方向でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>《異議なし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>それでは次回、そうしたことに基づく改定案をお示しいたしますので、そのなかでききほどのご質問やご意見も含め、改めて取り扱わせていただきたいと思います。</p> <p>以上でございますが、委員のみなさま方から何かございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>《特になし》</p>
<p>太田会長</p>	<p>それでは、どうもありがとうございました。審議はこれまでとさせていただきます。事務局のほうにお戻しいたします。</p>
<p>事務局(伊藤)</p>	<p>それでは、(5)その他のところで、わたしから2点ほど申し上げます。</p> <p>まず、次回の審議会の日程ですが、8月18日の火曜日13時30分からということに予定しております。次回こちらの会場が使えませんので、3階の306会議室で開催をしたいと考えております。よろしくお願いたします。</p> <p>もう一点、今年度から交通費というものが支給されることとなりました。みなさまのご自宅からここまでの距離を計算しまして、1kmにつき30円支給させていただきます。支給の方法ですが、最後の審議会で1年間の出席状況を基に請求書をつくりましますので、こちらに押印をしていただきたいと思います。</p>

事務局(邊見)	<p>これまで市内在住者に対しては支給されていなかったのですが、今回からはそれが支給されるということとなりました。よろしく願いいたします。</p> <p>本日もご審議ありがとうございました。それでは以上をもちまして第7回の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
---------	--